

第 206 号（令和 7 年 8 月 5 日 発行）	発行日 5 日、15 日、25 日
<h1>横浜市報</h1>	発行所 横浜市役所 横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10

目 次

頁

[告示]

- △ 横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の告示内容の変更【財政局税制課】 3
- △ 身体障害者福祉法に基づく医師の指定【健康福祉局障害者更生相談所】 4
- △ 保存すべき緑地の指定【みどり環境局公園緑地事業課】 14
- △ 電線共同溝を整備すべき道路の指定【道路局管理課】 16

[公告]

- △ 公園の一時利用停止【みどり環境局公園緑地管理課】 17
- △ 地域計画の変更【みどり環境局農政推進課】 18
- △ 計画段階配慮書の縦覧【みどり環境局環境影響評価課】 19
- △ 下水道排水設備工事責任技術者試験の実施【下水道河川局管路保全課】 20
- △ 下水道排水設備工事責任技術者に係る更新講習の実施【下水道河川局管路保全課】 21
- △ 排水設備指定工事店の変更【下水道河川局管路保全課】 22
- △ 排水設備指定工事店の指定の取消し【下水道河川局管路保全課】 23
- △ マンション建替組合の事業計画の変更に係る事業計画の縦覧【建築局住宅再生課】 24
- △ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】 25
- △ 同 【建築局調整区域課】 26
- △ 建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局調整区域課】 27
- △ 同 【建築局調整区域課】 28
- △ 同 【建築局調整区域課】 29
- △ 建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】 30
- △ 横浜国際港都建設事業新綱島駅周辺地区土地区画整理事業の事業計画変更の決定【都市整備局綱島駅東口周辺開発事務所】 31

[区告示]

- △ 認可地縁団体の告示事項の変更【神奈川区地域振興課】 32
- △ 同 【神奈川区地域振興課】 33
- △ 同 【中区地域振興課】 34
- △ 同 【中区地域振興課】 35
- △ 同 【中区地域振興課】 36
- △ 同 【保土ヶ谷区地域振興課】 37
- △ 同 【栄区地域振興課】 38

△ 同	【栄区地域振興課】	39
△ 同	【栄区地域振興課】	40
[区公告]		
△ 漂流物（沈没品）の引渡し	【鶴見区総務課】	41
△ 自動車臨時運行許可番号標の失効	【中区総務課】	42
[教育委員会]		
△ 横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正する規則	【学校計画課】	43
△ 教育長に委任する事務等に関する規則の一部を改正する規則	【総務課】	47
[市選挙管理委員会]		
△ 横浜市議会議員金沢区選挙区補欠選挙における選挙運動費用の支出制限額	【選挙課】	48
△ 委員長等の氏名	【選挙課】	49
△ 直接請求に必要な選挙権を有する者の数	【選挙課】	50
[選挙長等]		
△ 議員候補者の届出	【金沢区】	51

告示

横浜市告示第 327 号

横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の告示内容の変更

横浜市市税条例（昭和25年8月横浜市条例第34号）第29条の4の3の規定による控除対象寄附金について、その告示した内容に次のとおり変更があった。

令和7年8月5日

横浜市長 山中竹春

- 1 横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の指定（平成21年2月横浜市告示第43号）により告示した内容の変更

変更年月日	法人又は団体の名称	主たる事務所又は事業所の所在地	寄附金税額控除の対象となる日又は期間
令和5年8月28日	学校法人三育学院	千葉県夷隅郡大多喜町久我原1,500番地	(新) 平成20年1月1日から令和10年8月27日まで
			(旧) 平成20年1月1日から平成35年8月27日まで

- 2 横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の指定（平成27年6月横浜市告示第465号）により告示した内容の変更

変更年月日	法人又は団体の名称	主たる事務所又は事業所の所在地	寄附金税額控除の対象となる日又は期間
令和7年4月4日	特定非営利活動法人WE21ジャパンこうほく	港北区日吉二丁目12番7号	(新) 平成27年3月6日から令和12年3月5日まで
			(旧) 平成27年3月6日から令和7年3月5日まで

横浜市告示第 328 号

身体障害者福祉法に基づく医師の指定

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として、次のとおり指定した。

令和7年8月5日

横浜市長 山中竹春

指定年月日	医療機関	所在地	診療科目	担当障害区分	指定医師名
令和7年7月1日	神奈川県立こども医療センター	南区六ツ川二丁目138番地の4	眼科	視覚障害	熊谷 築
同	公立大学法人横浜市立大学附属病院	金沢区福浦三丁目9番地	眼科	視覚障害	黒木 翼
同	国家公務員共済組合連合会横浜南共済病院	金沢区六浦東一丁目21番1号	眼科	視覚障害	剣持 瑞希
同	昭和医科大学藤が丘リハビリテーション病院	青葉区藤が丘二丁目1番地の1	眼科	視覚障害	藤田 雄己
同	横浜市立みなと赤十字病院	中区新山下三丁目12番1号	耳鼻咽喉科	聴覚又は平衡機能障害、音声機能・言語機能又はそしやく機能障害	鬼島 菜摘
同	ホームケアクリニック横浜港南	港南区港南台三丁目22番15号	リハビリテーション科 内科	肢体不自由	秋本 知則

同	社会福祉 法人十愛 療育会 地域療育 センター あおば	青葉区黒 須田34番 地の1	小児科	肢体不自 由	阿部 ちひろ
同	横浜市立 脳卒中・ 神経脊椎 センター	磯子区滝 頭一丁目 2番1号	整形外 科	肢体不自 由	臼井 健人
同	昭和医科 大学横浜 市北部病 院	都筑区茅 ヶ崎中央 35番1号	整形外 科	肢体不自 由	金 兒 健太郎
同	海老原お となこど もクリニ ック	都筑区中 川七丁目 1番37号	内科・ 小児科 ・外科 ・小児 外科・ 救急科	肢体不自 由	杉本 達也
同	昭和医科 大学藤が 丘病院	青葉区藤 が丘一丁 目30番地	整形外 科	肢体不自 由	辰尾 秋斗
同	公立大学 法人横浜 市立大学 附属病院	金沢区福 浦三丁目 9番地	整形外 科	肢体不自 由	長 島 清 貴
同	昭和医科 大学横浜 市北部病 院	都筑区茅 ヶ崎中央 35番1号	整形外 科	肢体不自 由	福 田 悠 甫
同	独立行政 法人労働 者健康安 全機構 横浜労災 病院	港北区小 机町3,21 1番地	循環器 内科	心臓機能 障害	木 野 旅 人

同	社会福祉法人聖隷福祉事業団聖隷横浜病院	保土ヶ谷区岩井町215番地	心臓血管センター内科	心臓機能障害	富島佳之
同	昭和医科大学藤が丘病院	青葉区藤が丘一丁目30番地	呼吸器内科	呼吸器機能障害	安部貴志
同	神奈川県立循環器病センター	金沢区富岡東六丁目16番1号	呼吸器内科	呼吸器機能障害	荒牧宏江
同	横浜市立みなと赤十字病院	中区新山下三丁目12番1号	呼吸器内科	呼吸器機能障害	惠島将
同	医療法人社団元気横浜病院	緑区寺山町729番地	呼吸器内科	呼吸器機能障害	大熊友梨子
同	神奈川県立循環器病センター	金沢区富岡東六丁目16番1号	呼吸器内科	呼吸器機能障害	岡村賢
同	昭和医科大学藤が丘病院	青葉区藤が丘一丁目30番地	呼吸器内科	呼吸器機能障害	阪倉俊介
同	横浜市立みなと赤十字病院	中区新山下三丁目12番1号	呼吸器内科	呼吸器機能障害	島村貴史
同	昭和医科大学藤が丘病院	青葉区藤が丘一丁目30番地	呼吸器内科	呼吸器機能障害	林三奈
同	神奈川県立循環器病センター	金沢区富岡東六丁目16番1号	呼吸器内科	呼吸器機能障害	松浦啓吾
同	公立大学法人横浜	金沢区福浦三丁目	呼吸器内科	呼吸器機能障害	柳生洋行

	市立大学 附属病院	9番地			
同	横浜市立 みなと赤 十字病院	中区新山 下三丁目 12番1号	腎臓内 科	じん臓機 能障害	松浦佑美
同	独立行政 法人国立 病院機構 横浜医療 センター	戸塚区原 宿三丁目 60番2号	外科	ぼうこう 又は直腸 機能障害	大石裕佳
同	医療法人 財団明理 会東戸塚 記念病院	戸塚区品 濃町548 番地の7	外科	ぼうこう 又は直腸 機能障害	大沼静音
同	公立大学 法人横浜 市立大学 附属市民 総合医療 センター	南区浦舟 町4丁目 57番地	消化器 病センター外 科	ぼうこう 又は直腸 機能障害	額田卓
同	公立大学 法人横浜 市立大学 附属市民 総合医療 センター	南区浦舟 町4丁目 57番地	消化器 病センター外 科	ぼうこう 又は直腸 機能障害	前橋学
同	公立大学 法人横浜 市立大学 附属病院	金沢区福 浦三丁目 9番地	消化器 内科	肝臓機能 障害	松岡裕人
同	横浜青葉 いのうえ 眼科	青葉区奈 良一丁目 3番地の 7	眼科	視覚障害	井上友輔
同	聖マリア ンナ医科 大学横浜	旭区矢指 町1,197 番地の1	眼科	視覚障害	土至田宏

	市西部病院				
同	岡田眼科	港南区港南台五丁目5番22号	眼科	視覚障害	脇屋匡樹
同	医療法人社団昭仁会池田耳鼻咽喉科医院	緑区中山一丁目6番1号	耳鼻咽喉科	聴覚又は平衡機能障害、音声機能・言語機能又はそしやく機能障害	藤野睦子
同	横浜新緑総合病院	緑区十日市場町1, 726番地の7	脳神経外科	音声機能・言語機能又はそしやく機能障害、肢体不自由	石和田幸弘
同	公立大学法人横浜市立大学附属病院	金沢区福浦三丁目9番地	リハビリテーション科	音声機能・言語機能又はそしやく機能障害、肢体不自由	牛尾会
同	社会福祉法人恩賜財団済生会支部神奈川県済生会横浜市東部病院	鶴見区下末吉三丁目6番1号	脳神経外科	音声機能・言語機能又はそしやく機能障害、肢体不自由	笹尾亮太
同	医療法人社団明芳会	保土ヶ谷区狩場町	脳神経外科	音声機能・言語機能又はそ	水本崇雄

	横浜狩場 脳神経外 科病院	218 番地 の 9		しゃく機 能障害、 肢体不自 由	
同	医療法人 社団協友 会 金沢 文庫病院	金沢区釜 利谷東二 丁目 6 番 22 号	内科	肢体不自 由	岡 隆
同	東戸塚整 形外科リ ウマチ科	戸塚区品 濃町 513 番地の 7	整形外 科	肢体不自 由	小 澤 祐 樹
同	医療法人 社団慶真 会 横浜 フロント 脳神経外 科・泌尿 器科	神奈川区 鶴屋町 1 丁目 41 番 地	脳神経 外科	肢体不自 由	折 居 麻 綾
同	横浜新緑 総合病院	緑区十日 市場町 1, 726 番地 の 7	整形外 科	肢体不自 由	古 屋 智 之
同	平成横浜 病院	戸塚区戸 塚町 550 番地	整形外 科・リ ハビリ テーション 科	肢体不自 由	小和瀬 智子
同	立場在宅 診療所	泉区中田 北一丁目 1 番 2 号	内科	肢体不自 由	坂 根 祥 裕
同	花と緑の こころの クリニック	青葉区新 石川二丁 目 4 番地 の 16	精神科 ・心療 内科・ 内科	肢体不自 由	谷 彰 文
同	医療法人 社団協友 会 横浜 鶴見リハ	鶴見区下 野谷町 4 丁目 145 番地の 1	リハビリ テーション 科	肢体不自 由	譚 策

	ピリテー ション病 院				
同	医療法人 社団協友 会 金沢 文庫病院	金沢区釜 利谷東二 丁目6番 22号	整形外 科	肢体不自 由	柘 植 新太郎
同	二宮整形 外科	緑区中山 四丁目31 番23号	整形外 科	肢体不自 由	二 宮 研
同	昭和医科 大学横浜 市北部病 院	都筑区茅 ヶ崎中央 35番1号	整形外 科	肢体不自 由	早 川 周 良
同	医療法人 社団明芳 会 横浜 新都市脳 神経外科 病院	青葉区荏 田町433 番地	脳神経 外科	肢体不自 由	東 登志夫
同	横浜市立 市民病院	神奈川区 三ツ沢西 町1番1 号	循環器 内科	心臓機能 障害	小 澤 貴 暢
同	社会福祉 法人恩賜 財団済生 会支部神 奈川県済 生会 神 奈川県病 院	神奈川区 富家町6 番地の6	循環器 内科	心臓機能 障害	重 永 豊 一 郎
同	社会福祉 法人恩賜 財団済生 会支部神 奈川県済 生会 横	鶴見区下 末吉三丁 目6番1 号	循環器 内科	心臓機能 障害	宮 田 雅 大

	浜市東部 病院				
同	公立大学 法人横浜 市立大学 附属市民 総合医療 センター	南区浦舟 町4丁目 57番地	高度救 命救急 センタ ー	心臓機能 障害、呼 吸器機能 障害	加藤 真
同	社会福祉 法人恩賜 財団済生 会支部神 奈川県済 生会横 浜市南部 病院	港南区港 南台三丁 目2番10 号	呼吸器 内科	呼吸器機 能障害	木村 泰浩
同	医療法人 社団山本 記念会や まびこク リニック	港北区高 田町2,50 3番地の 1	呼吸器 内科、 内科	呼吸器機 能障害	小林 宏一
同	医療法人 社団明芳 会横浜 旭中央総 合病院	旭区若葉 台四丁目 20番1号	呼吸器 内科	呼吸器機 能障害	田中 望未
同	神奈川県 立子ども 医療セン ター	南区六ツ 川二丁目 138番地 の4	小児総 合診療 科	呼吸器機 能障害	林 辰司
同	独立行政 法人地域 医療機能 推進機構 横浜中央 病院	中区山下 町268番 地	腎臓・ 人工透 析内科	じん臓機 能障害	宮里 紘太
同	医療法人 社団緑成	青葉区鉄 町2,201 番地の5	内科	じん臓機 能障害	山本 信

	会 横 浜 総 合 病 院				
同	公 立 大 学 法 人 横 浜 市 立 大 学 附 属 病 院	金 沢 区 福 浦 三 丁 目 9 番 地	泌 尿 器 科	ぼ う こ う 又 は 直 腸 機 能 障 害	野 口 剛
同	医 療 法 人 横 浜 博 萌 会 西 横 浜 国 際 総 合 病 院	戸 塚 区 汲 沢 町 56 番 地	外 科 ・ 消 化 器 外 科	ぼ う こ う 又 は 直 腸 機 能 障 害 、 小 腸 機 能 障 害	伊 藤 麻 衣 子
同	独 立 行 政 法 人 労 働 者 健 康 安 全 機 構 横 浜 労 災 病 院	港 北 区 小 机 町 3, 21 1 番 地	外 科 ・ 消 化 器 外 科	ぼ う こ う 又 は 直 腸 機 能 障 害 、 小 腸 機 能 障 害	水 内 喬
同	独 立 行 政 法 人 労 働 者 健 康 安 全 機 構 横 浜 労 災 病 院	港 北 区 小 机 町 3, 21 1 番 地	外 科 ・ 消 化 器 外 科	ぼ う こ う 又 は 直 腸 機 能 障 害 、 小 腸 機 能 障 害	渡 邊 裕 樹
同	田 川 ク リ ニ ッ ク	瀬 谷 区 瀬 谷 四 丁 目 43 番 地 の 1	内 科 ・ 消 化 器 内 科	ぼ う こ う 又 は 直 腸 機 能 障 害 、 小 腸 機 能 障 害、 肝 臓 機 能 障 害	田 川 徹 平
同	医 療 法 人 社 団 元 気 会 横 浜 病 院	緑 区 寺 山 町 729 番 地	消 化 器 内 科	小 腸 機 能 障 害、 肝 臓 機 能 障 害	遠 藤 智 広
同	医 療 法 人 社 団 悠 翔 会 在 宅 ク リ ニ ッ ク 横 浜	中 区 蓬 萊 町 2 丁 目 4 番 地 の 7	内 科	肝 臓 機 能 障 害	内 田 恒 之

同	公立大学 法人横浜 市立大学 附属病院	金沢区福 浦三丁目 9番地	消化器 内科	肝臓機能 障害	金子裕明
---	------------------------------	---------------------	-----------	------------	------

横浜市告示第 329 号

保存すべき緑地の指定

緑の環境をつくり育てる条例（昭和48年6月横浜市条例第47号）  
第7条第1項の規定に基づき、保存すべき緑地として、次の地域を  
指定した。

令和7年8月5日

横浜市長 山中竹春

保存すべき緑地	指定地域	指定期間
駒岡中郷市民の森	鶴見区駒岡三丁目 1,031 番から 1,035 番まで、1,036 番の 1、1,037 番の 1、1,038 番の 1、1,038 番の 4、1,041 番の 1、1,046 番の 3 及び 1,048 番の 2	令和7年4月1日から
獅子ヶ谷市民の森	鶴見区獅子ヶ谷二丁目 195 番の 1、202 番、203 番、204 番の 1、205 番の 1、205 番の 2、206 番、209 番の 1、715 番の 9、719 番の 2、720 番の 4、731 番の 2、732 番の 1、732 番の 5、733 番の 1 及び 744 番 鶴見区獅子ヶ谷三丁目 4 番の 1、5 番の 1、5 番の 12、5 番の 14、28 番、97 番の 2、98 番の 3、98 番の 4、100 番、100 番の 2、101 番の 1、102 番の 1 から 102 番の 3 まで、105 番の 1、105 番の 2、106 番、113 番、114 番の 1、115 番、116 番、117 番の 1、117 番の 4、120 番の 1、121 番、122 番の 1	令和7年4月1日から

	<p>、 123 番 の 1 、 123 番          の 2 、 124 番 、 127 番          、 129 番 、 139 番 、 14          0 番 、 141 番 の 1 、 14          2 番 の 4 、 143 番 の 1          、 143 番 の 4 、 144 番          の 1 、 144 番 の 2 、 14          5 番 、 147 番 、 155 番          、 163 番 の 1 、 164 番          の 1 、 169 番 、 175 番          の 1 、 187 番 の 1 、 19          0 番 、 191 番 、 192 番          の 5 、 192 番 の 6 、 20          7 番 の 1 、 208 番 の 1          、 329 番 の 1 、 329 番          の 2 、 331 番 の 1 、 33          1 番 の 4 、 331 番 の 5          、 332 番 の 1 から 332          番 の 3 まで 及び 333 番          の 1</p>	
<p>今井・境木市民          の森</p>	<p>保土ヶ谷区今井町 1,37          0 番 、 1,375 番 、 1,37          6 番 の 1 、 1,376 番 の          2 、 1,376 番 の 4 から          1,376 番 の 7 まで 、 1,4          17 番 の 10 、 1,417 番 の          14 及び 1,418 番 の 13</p>	<p>令和7年4月1日から</p>

横浜市告示第 330 号

電線共同溝を整備すべき道路の指定

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき、電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和7年8月5日

横浜市長 山中竹春

道路の種類	路線名	区 間
都市計画道路	桂町戸塚遠藤線	戸塚区戸塚町 180 番の 2 地先から 同 区 同 町 3,902 番の 3 地先まで

公告

横浜市公告第 424 号

公園の一時利用停止

横浜市公園条例（昭和33年3月横浜市条例第11号）第3条第1項の規定に基づき、次のとおり公園の利用を一時停止する。

その関係図面は、横浜市みどり環境局公園緑地部公園緑地管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年8月5日

横浜市長 山中竹春

公園の名称	位置	一時利用停止の区域及び面積	一時利用停止の態様	一時利用停止期間
川上新井谷公園	戸塚区川上町 669 番の 8 ほか	別図のとおり 1,815 m <sup>2</sup>	立入禁止	令和7年8月5日から 令和7年12月26日まで
十ノ区第三公園	戸塚区戸塚町 2,094 番の 6	別図のとおり 508 m <sup>2</sup>	立入禁止	令和7年8月5日から 令和9年3月31日まで
大郷山公園	戸塚区平戸一丁目 12 番	別図のとおり 290 m <sup>2</sup>	立入禁止	令和7年9月1日から 令和7年12月26日まで
ドリームハイツ第二公園	戸塚区深谷町 1,304 番の 2 ほか	別図のとおり 2,337 m <sup>2</sup>	立入禁止	令和7年8月15日から 令和7年12月19日まで

別図（省略）

横浜市公告第 425 号

地域計画の変更

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第8項の規定に基づき地域計画を変更したため、次のとおり当該地域計画を縦覧に供する。

令和7年8月5日

横浜市長 山中竹春

1 縦覧場所

中区本町6丁目50番地の10

横浜市みどり環境局農政部農政推進課

2 縦覧期間

令和7年8月5日から当該地域計画を変更したことの公告の日まで備え置くこととする。

3 縦覧時間

土日祝日を除く平日の午前8時45分から午後5時まで

横浜市公告第426号

計画段階配慮書の縦覧

横浜市環境影響評価条例（平成22年12月横浜市条例第46号。以下「条例」という。）第44条第2項の規定により読み替えて適用される条例第8条第2項の規定に基づき、（仮称）新根岸地区土地区画整理事業（米軍返還前）に係る計画段階配慮書（以下「配慮書」という。）の提出があったので、条例第9条の規定に基づき、当該配慮書の写しを次のとおり一般の縦覧に供する。

配慮書について環境の保全に関する情報を有する者は、条例第10条第1項の規定に基づき、縦覧期間内に、横浜市長に対し、環境情報を記載した書面を提出することができる。

令和7年8月5日

横浜市長 山中竹春

- 1 条例第44条第1項の都市計画決定権者の名称並びに第1分類事業を実施しようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所
  - (1) 都市計画決定権者の名称  
横浜市
  - (2) 第1分類事業を実施しようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
横浜市  
横浜市長 山中竹春  
中区本町6丁目50番地の10
- 2 事業の名称  
（仮称）新根岸地区土地区画整理事業（米軍返還前）
- 3 事業を実施しようとする区域  
中区箕沢、寺久保、塚越、大平町、山元町、大芝台、根岸台及び根岸旭台の各一部、南区山谷、平楽及び中村町の各一部並びに磯子区上町、下町、馬場町及び坂下町の各一部
- 4 縦覧場所  
中区本町6丁目50番地の10  
横浜市みどり環境局環境保全部環境影響評価課  
中区日本大通35番地  
横浜市中区役所総務部区政推進課  
南区浦舟町2丁目33番地  
横浜市南区役所総務部区政推進課  
磯子区磯子三丁目5番1号  
横浜市磯子区役所総務部区政推進課
- 5 縦覧期間  
令和7年8月5日から令和7年8月19日まで

横浜市公告第427号

下水道排水設備工事責任技術者試験の実施

横浜市排水設備指定工事店規則（平成11年1月横浜市規則第1号）第2条第2項第3号アの下水道排水設備工事責任技術者試験が次のとおり実施される。

令和7年8月5日

横浜市長 山中竹春

- 1 試験日時及び場所  
令和7年11月9日  
午後1時30分から午後3時30分まで  
川崎市川崎区宮本町1番地  
川崎市役所本庁舎
- 2 試験申込書を配布する期間及び場所  
令和7年8月18日から令和7年9月12日まで  
中区本町6丁目50番地の10  
横浜市下水道河川局下水道管路部管路保全課
- 3 試験申込書を受け付ける期間及び場所  
令和7年9月18日まで  
（9月18日の消印があるものまで受付）  
受け付ける場所は試験申込書に記載
- 4 試験申込手続  
試験申込書を郵送にて提出すること。
- 5 試験についての問合せ先  
中区本町6丁目50番地の10  
横浜市下水道河川局下水道管路部管路保全課  
（電話番号） 045-671-2829

横浜市公告第428号

下水道排水設備工事責任技術者に係る更新講習の実施

横浜市排水設備指定工事店規則（平成11年1月横浜市規則第1号）第2条第2項第3号イの市長が指定する下水道排水設備工事責任技術者に係る更新講習が次のとおり実施される。

令和7年8月5日

横浜市長 山中竹春

- 1 講習申込書を配布する期間  
対象者には、令和7年10月下旬頃から順次送付
- 2 講習申込書を受け付ける期間及び場所  
令和7年12月17日まで  
受け付ける場所は講習申込書に記載
- 3 講習申込手続  
講習申込書を郵送にて提出すること。
- 4 受講方法  
更新対象者のうち、講習受講の申込があった対象者にテキスト及び問題集を送付し、対象者が自宅等で講習を自主的に受講する。
- 5 講習についての問合せ先  
中区本町6丁目50番地の10  
横浜市下水道河川局下水道管路部管路保全課  
（電話番号） 045-671-2829

横浜市公告第429号

排水設備指定工事店の変更

横浜市排水設備指定工事店規則（平成11年1月横浜市規則第1号）第8条第1項の規定に基づき、排水設備指定工事店を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年8月5日

横浜市長 山中竹春

変更年月日	指定番号	名称	代表者氏名	営業所所在地
令和7年 6月26日	10878	一造園土木 株式会社	(新) 小山田 照 蔵	神奈川区三枚 町 358 番地の 3
			(旧) 松 倉 仁	

横浜市公告第 430 号

排水設備指定工事店の指定の取消し

横浜市排水設備指定工事店規則（平成11年1月横浜市規則第1号）第9条第1項の規定に基づき、次の排水設備指定工事店の指定を取り消した。

令和7年8月5日

横浜市長 山中竹春

指定番号	名称	営業所所在地	取消年月日
10118	清水建設株式会社 横浜支店	中区吉田町65番地	令和7年7月4日
11703	株式会社神奈川建築職人会	旭区中希望が丘177番地の1	令和7年3月31日
30390	モチダ設計	神奈川区羽沢町1,067番地の3	令和7年7月22日

横浜市公告第431号

マンション建替組合の事業計画の変更に係る事業計画の  
縦覧

マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第34条第1項の規定に基づき、ニックハイム綱島第一マンション建替組合より、事業計画の変更の認可申請があったため、同法34条第2項で準用する法第11条第1項の規定に基づき、次のとおり公衆の縦覧に供する。

施行マンションとなるべきマンション又はその敷地について権利を有する者は、同法第11条第2項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、横浜市長に意見書を提出することができる。

令和7年8月5日

横浜市長 山中竹春

1 縦覧期間

令和7年8月5日から令和7年8月18日まで（休日を除く。）

2 縦覧場所

中区本町6丁目50番地の10  
横浜市建築局住宅部住宅再生課

3 縦覧時間

午前9時から午後5時まで

横浜市公告第432号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和7年8月5日

横浜市長 山中竹春

- 1 開発許可年月日及び許可番号  
令和6年12月2日第2024開1712号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
青葉区新石川二丁目4番地の12  
さくら地所株式会社  
代表取締役 西田 努
- 3 開発区域に含まれる地域の名称  
青葉区美しが丘四丁目22番の7

横浜市公告第433号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和7年8月5日

横浜市長 山中竹春

- 1 開発許可年月日及び許可番号  
令和7年1月31日第2024開1720号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
西区高島一丁目1番2号  
三井不動産レジデンシャル株式会社  
執行役員横浜支店長 岡本達哉  
東京都千代田区神田錦町3丁目7番地の1  
株式会社日立プロパティアンドサービス  
代表取締役 西名幸司
- 3 開発区域に含まれる地域の名称  
青葉区榎が丘52番の28、52番の42及び52番の59

横浜市公告第 434 号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和7年8月5日

横浜市長 山中竹春

- 1 指定番号  
第 2025・17・2 号
- 2 指定年月日  
令和7年7月17日
- 3 道路の幅員  
5.50 m
- 4 道路の延長  
5.01 m
- 5 指定の場所  
青葉区みたけ台17番の12
- 6 申請者の氏名  
株式会社成建  
代表取締役 常盤孝一

横浜市公告第 435 号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和7年8月5日

横浜市長 山中竹春

- 1 指定番号  
第 2025・11・2 号
- 2 指定年月日  
令和7年7月23日
- 3 道路の幅員  
4.50 m
- 4 道路の延長  
24.02 m
- 5 指定の場所  
港北区大倉山六丁目 2,251 番の 3
- 6 申請者の氏名  
株式会社ワカバヤシ  
代表取締役 田嶋 健一

横浜市公告第 436 号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和7年8月5日

横浜市長 山中竹春

- 1 指定番号  
第 2025・12・4 号
- 2 指定年月日  
令和7年7月23日
- 3 道路の幅員  
4.50 m
- 4 道路の延長  
16.52 m
- 5 指定の場所  
緑区長津田町 2,217 番の7
- 6 申請者の氏名  
株式会社成建  
代表取締役 常盤孝一

横浜市公告第437号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和7年8月5日

横浜市長 山中竹春

- 1 一部廃止する道路の指定番号  
第38・112号
- 2 廃止年月日  
令和7年7月14日
- 3 廃止部分の道路の幅員  
4.58 m
- 4 廃止部分の道路の延長  
51.00 m
- 5 廃止の場所  
保土ヶ谷区川島町683番の33地先から683番の36地先まで

横浜市公告第438号

横浜国際港都建設事業新綱島駅周辺地区土地区画整理事業の事業計画変更の決定

横浜国際港都建設事業新綱島駅周辺地区土地区画整理事業の事業計画を次のとおり変更した。

その関係図書は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第55条第10項の規定により、横浜市都市整備局市街地整備部綱島駅東口周辺開発事務所において公衆の縦覧に供する。

令和7年8月5日

横浜市長 山中竹春

- 1 土地区画整理事業の名称  
横浜国際港都建設事業新綱島駅周辺地区土地区画整理事業
- 2 施行者の名称  
横浜市
- 3 施行地区  
港北区綱島東一丁目及び綱島東二丁目の各一部
- 4 事業施行期間  
平成29年2月15日から令和11年3月31日まで
- 5 事務所の所在地  
港北区綱島西一丁目8番9-501号
- 6 事業計画決定年月日  
平成29年2月15日
- 7 事業計画変更年月日  
令和7年8月5日
- 8 縦覧時間  
午前8時45分から午後5時15分まで（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までを除く。）

区 告 示

神奈川県告示第30号（令和7年7月22日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、子安通1丁目東浜町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年7月22日

横浜市神奈川区長 鈴木 茂 久

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	鈴木 儀 雄 神奈川県子安通一丁 目 194 番地	塚 田 祐 里 亜 神奈川県子安通一丁 目 203 番地

神奈川県告示第32号（令和7年7月22日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、三ツ沢東町自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年7月22日

横浜市神奈川区長 鈴木 茂 久

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	立 川 道 夫 神奈川区三ツ沢東町 4番16号	相 場 詳 悟 神奈川区三ツ沢東町 4番8号

中区告示第2号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、北方町1丁目町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年8月5日

横浜市中区長 永井由香

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	伊藤 正 中区北方町1丁目47番 地	並木 潔 中区北方町1丁目72番 地

中区告示第3号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、大平町・大芝台町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年8月5日

横浜市中区長 永井由香

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	中川 純 中区大平町8番地	白井芳明 中区大平町23番地

中区告示第4号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、元町自治運営会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年8月5日

横浜市中区長 永井由香

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	寶田雄二 中区元町5丁目208番 地	渡辺幹洋 中区元町5丁目208番 地

保土ヶ谷区告示第12号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、芙蓉ヶ丘自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年8月5日

横浜市保土ヶ谷区長 神 部 浩

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	上 條 和 祥 保土ヶ谷区上菅田町 455番地の17	蜂 屋 智 保土ヶ谷区上菅田町 418番地の45

栄区告示第13号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、庄戸四丁目町会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年8月5日

横浜市栄区長 松 永 朋 美

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	近 藤 弘 子 栄区庄戸四丁目22番18 号	樋 渡 久 美 栄区庄戸四丁目22番22 号

栄区告示第14号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、飯島ひかりが丘自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年8月5日

横浜市栄区長 松 永 朋 美

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	柳 澤 義 雄 栄区飯島町 412 番地の 56	岩 津 信 介 栄区飯島町 589 番地の 39

栄区告示第15号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、尾月自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年8月5日

横浜市栄区長 松 永 朋 美

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	佐藤 久満雄 栄区尾月24番4号	笹川 佐智子 栄区尾月25番10号

---

区 公 告

---

鶴見区公告第 168 号（令和 7 年 7 月 16 日 掲 示 済）

漂 流 物（沈 没 品）の 引 渡 し

水 難 救 護 法（明 治 32 年 法 律 第 95 号）第 24 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き  
次 の と お り 漂 流 物（沈 没 品）の 引 渡 し を 受 け た の で、所 有 者 に 引 き  
渡 す。

令 和 7 年 7 月 16 日

横 浜 市 鶴 見 区 長 渋 谷 治 雄

- 1 拾 得 物 件  
ブイ（先 端 に ラ イ ト あ り）  
縦 2.1 メ ー ト ル、横 0.6 メ ー ト ル
- 2 拾 得 場 所  
鶴 見 区 7 番 41 号 地 先 公 有 水 面
- 3 拾 得 年 月 日  
令 和 7 年 5 月 19 日

中区公告第 112 号

自動車臨時運行許可番号標の失効

次の自動車臨時運行許可番号標は、失効したので公告する。

令和7年8月5日

横浜市中区長 永井由香

自動車臨時運行 許可番号標番号	失効年月日
横 20 - 52 浜 横浜	令和7年4月7日

教育委員会

横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年8月5日

横浜市教育委員会

横浜市教育委員会規則第7号

横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正する規則

横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則（昭和36年4月横浜市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表蒔田中学校の部左欄を次のように改める。

蒔田中学校	南太田小学校区域 蒔田小学校区域 井土ヶ谷小学校区域のうち井土ヶ谷下町42番地から44番地まで、212番地から216番地まで、224番地、225番地、永田東一丁目1番から5番まで、15番15号から16番まで、17番14号から17番36号まで 太田小学校区域のうち清水ヶ丘53番地から終りまで 大岡小学校区域のうち井土ヶ谷下町15番地から18番地まで 滝頭小学校区域のうち堀ノ内町1丁目100番地から104番地まで
-------	---

別表の1の表蒔田中学校の部蒔田小学校の項中「大岡一丁目37番、39番から47番まで、60番から68番まで」を「大岡一丁目39番1号、39番2号、62番から66番14号まで、66番19号から66番22号まで、67番、68番」に改め、同表南中学校の部左欄を次のように改める。

南 中 学 校	<p>大岡小学校区域のうち 井土ヶ谷中町1番地か ら42番地まで、46番地 、57番地、59番地から 116番地まで、大岡一 丁目1番から21番まで 、32番から38番まで、 39番3号から61番まで 、66番15号から66番18 号まで、66番23号から 66番30号まで、大岡二 丁目31番、32番、大橋 町、弘明寺町1番地か ら147番地まで、267 番地（道路以北）、26 8番地から終りまで、 通町、中島町、若宮町 井土ヶ谷小学校区域の うち井土ヶ谷上町、井 土ヶ谷中町43番地から 45番地まで、47番地か ら56番地まで、58番地 、117番地から163番 地まで、永田山王台1 番から2番8号まで、 2番26号から2番の終 りまで、3番26号から 3番の終りまで、永田 東一丁目17番37号から 34番まで、永田南一丁 目、永田南二丁目1番 から14番6号まで、14 番11号から17番2号ま で、17番13号から17番 18号まで、17番28号か ら23番まで、六ツ川一 丁目1番地から131番 地まで、133番地から 235番地まで、239番</p>
------------	---

地から248番地まで、 250番地の2、250番 地の3、250番地の6 、250番地の7、251 番地から253番地まで 、258番地から263番 地まで 六つ川小学校区域のう ち永田山王台2番9号 から2番25号まで、3 番1号から3番25号ま で、4番5号、4番6 号、4番11号から34番 7号まで、永田南二丁 目14番7号から14番10 号まで、17番3号から 17番12号まで、六ツ川 一丁目132番地、310 番地（崖の上）、668 番地
---

別表の1の表南中学校の部大岡小学校の項中「36番まで、38番、48番から59番」を「38番まで、39番3号から61番まで、66番15号から66番18号まで、66番23号から66番30号」に改め、同表笹下中学校の部左欄及び日下小学校の項中「笹下四丁目」の次に「1番から11番26号まで、12番23号から16番まで」を加え、同表洋光台第一中学校の部洋光台第一小学校の項を次のように改める。

洋光台 第一小 学校	港南区 笹下四丁目11番27号か ら11番32号まで、12番 1号から12番22号まで 磯子区 栗木一丁目20番、21番 、22番3号から22番7 号まで、22番13号から 22番26号まで、25番2 号、25番3号、25番6 号、田中一丁目17番、 18番9号から18番50号 まで、19番1号から19
------------------	--

番 15 号 まで、19 番 17 号 から 19 番 20 号 まで、19 番 23 号 から 26 番 まで、 田 中 二 丁 目、洋 光 台 一 丁 目、洋 光 台 二 丁 目 1 番、14 番 から 19 番 まで 、洋 光 台 三 丁 目 11 番 か ら 42 番 まで
--

別表の1の表谷本中学校の部左欄中「24番地」の次に「、25番地の1」を、「25番地の44まで」の次に「、25番地の53から25番地の55まで」を加え、同部つつじが丘小学校の項中「、25番地の1」を削り、同部藤が丘小学校の項中「24番地」の次に「、25番地の1」を、「25番地の44まで」の次に「、25番地の53から25番地の55まで」を加え、同表南戸塚中学校の部下郷小学校の項中「1,491番地の99」を「1,491番地の101」に改め、同表中和田中学校の部左欄中「12番5号」を「12番4号」に改め、同部中和田小学校の項中「12番5号」を「12番4号」に改め、「3,126番地の4まで」の次に「、3,126番地の6」を加え、同表泉が丘中学校の部左欄中「3,126番地の4まで」の次に「、3,126番地の6」を加え、同表領家中学校の部西が岡小学校の項中「14番40号」を「14番38号」に改め、同表南瀬谷中学校の部南瀬谷小学校の項中「27番地の20」を「27番地の22」に改める。

附 則

( 施 行 期 日 )

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

( 経 過 措 置 )

- 2 この規則による改正後の横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に当該通学区域に係る横浜市立小学校又は横浜市立中学校（以下「市立学校」という。）に就学する者（転入学する者を含み、同日前から引き続き学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第5条第2項の規定により当該市立学校に指定されている者を除く。）について適用し、同日前から引き続き同項の規定により当該市立学校に指定されている者については、なお従前の例による。

教育長に委任する事務等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年8月5日

横浜市教育委員会

横浜市教育委員会規則第8号

教育長に委任する事務等に関する規則の一部を改正する規則

教育長に委任する事務等に関する規則（昭和29年2月横浜市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第2条の規定にかかわらず、」を削り、同条第7号を次のように改める。

(7) 削除

第4条の次に次の2条を加える。

（教育長以外の者に専決させる事務）

第4条の2 次の各号に掲げる事項は、当該各号に掲げる者に専決させる。

(1) 行政文書及び個人情報の開示決定等に係る期限の延長、開示請求書の補正依頼、事案の移送及び第三者照会に関すること  
教育委員会事務局の部長

(2) 行政文書及び個人情報の開示決定等に関すること  
教育政策統括部長

（専決事項の特例）

第4条の3 前2条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事項は、第4条各号に掲げる事項にあつては教育委員会の決定とし、前条各号に掲げる事項にあつては教育委員会の決定又は教育長の専決事項とする。

(1) 内容が特に重要であると認められる事項

(2) 内容が異例であり、又は重要な先例になると認められる事項

(3) 内容に疑義があり、又は現に紛議を生じ、若しくは生ずるおそれがあると認められる事項

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

---

市選挙管理委員会

---

横浜市選挙管理委員会告示第28号（令和7年7月25日揭示済）  
横浜市議会議員金沢区選挙区補欠選挙における選挙運動  
費用の支出制限額

令和7年8月3日執行の横浜市議会議員金沢区選挙区補欠選挙に  
おける候補者1人に対する選挙運動費用の支出制限額は、次のとお  
りである。

令和7年7月25日

横浜市選挙管理委員会

金沢区選挙区                    8,601,900 円

横浜市選挙管理委員会告示第33号（令和7年7月31日揭示済）

委員長等の氏名

令和7年7月31日次の者が、本委員会委員長及び委員長職務代理者に就任した。

令和7年7月31日

横浜市選挙管理委員会

委員長

和田卓生

委員長職務代理者

森敏明

横浜市選挙管理委員会告示第36号

直接請求に必要な選挙権を有する者の数

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項、同条第11項、第5条第1項及び同条第15項の規定による選挙権を有する者の50分の1の数、6分の1の数、3分の1の数及び総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和7年8月5日

横浜市選挙管理委員会

50分の1の数	62,989	人
6分の1の数	524,905	人
3分の1の数	1,049,810	人
選挙区ごとの3分の1の数		
鶴見区	80,674	人
神奈川区	69,327	人
西区	29,518	人
中区	40,808	人
南区	55,900	人
港南区	60,342	人
保土ヶ谷区	57,303	人
旭区	68,645	人
磯子区	46,066	人
金沢区	54,958	人
港北区	100,745	人
緑区	50,426	人
青葉区	86,146	人
都筑区	58,701	人
戸塚区	78,489	人
栄区	34,486	人
泉区	42,797	人
瀬谷区	34,486	人
総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	493,679	人

選挙長等

金沢区補選告示第2号（令和7年7月26日掲示済）

議員候補者の届出

令和7年8月3日執行の横浜市議会議員金沢区選挙区補欠選挙につき、候補者として次のとおり届出があった。

令和7年7月26日

横浜市議会議員金沢区選挙区補欠選挙  
選挙長 藤井節子

届出 受理 番号	届出 年月日	届出 の別	ふりがな 候補者の氏名	本籍	住所	年齢	党派	職業	一のウェブサイト 等のアドレス
1	令和7年 7月25日	本人 届出	よこみぞ 横溝 じゅん子	神奈川県	神奈川県横浜市 中区	満 46 歳	国民民主党	会社員	<a href="https://junko-yokomizo.jp">https://junko-yokomizo.jp</a>
2	令和7年 7月25日	本人 届出	かい 甲斐 まこと	神奈川県	神奈川県横浜市 金沢区	満 41 歳	自由民主党	映像制作会社 代表取締役	<a href="https://makoto-kai.com">https://makoto-kai.com</a>